

# 地方税法の施行に関する取扱いについて（道府県税関係）の一部改正 新旧対照表

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;"><b>第 2 章 道府県民税</b></p> <p style="text-align: center;"><b>第 1 節 通則</b></p> <p style="text-align: center;"><b>第 1 納税義務者</b></p> <p>3 法人の道府県民税の課税については、次の諸点に留意すること。</p> <p>(1) <u>外国法人の事務所又は事業所は、法人税法第 2 条第 1 2 号の 1 8 に規定する恒久的施設とすること。</u></p> <p>なお、租税に関する二重課税防止のための条約の恒久的施設に関する規定が道府県民税に適用される場合において、当該恒久的施設の範囲が<u>法人税法第 2 条第 1 2 号の 1 8 の規定</u>と異なるときは、当該条約において恒久的施設とされた場所をもつて外国法人に係る事務所又は事業所とすることとされているので留意すること。（<u>法 2 4 ③</u>）</p> <p>(2) ～ (4) 略</p> <p style="text-align: center;"><b>第 3 節 法人の道府県民税</b></p> <p>4 7 内国法人又は外国法人が外国において外国の法人税等（<u>外国法人にあつては、法人税法第 1 3 8 条第 1 項第 1 号に掲げる国内源泉所得につき外国の法令により課されたものに限る。</u>）を課された場合には、当該外国において課された外国の法人税等の額のうち、法人税法第 6 9 条第 1 項の控除限度額若しくは同法第 1 4 4 条の 2 第 1 項の控除限度額又は同法第 8 1 条の 1 5 第 1 項の連結控除限度個別帰属額及び法人税法施行令第 1 4 2 条の 3 の地方法人税の控除限度額又は同令第 1 5 5 条の 3 0 の地方法人税の控除限度個別帰属額の合計額を超える額があるときは、令第 9</p>	<p style="text-align: center;"><b>第 2 章 道府県民税</b></p> <p style="text-align: center;"><b>第 1 節 通則</b></p> <p style="text-align: center;"><b>第 1 納税義務者</b></p> <p>3 法人の道府県民税の課税については、次の諸点に留意すること。</p> <p>(1) <u>外国法人について令第 7 条の 3 の 5 に規定する場合の具体的認定に当たっては事業税にならうべきものとすること。（法 2 4 ③）</u></p> <p>なお、租税に関する二重課税防止のための条約の恒久的施設に関する規定が道府県民税に適用される場合において、当該恒久的施設の範囲が<u>令第 7 条の 3 の 5 第 1 項及び第 2 項に掲げる場所</u>と異なるときは、当該条約において恒久的施設とされた場所をもつて外国法人に係る事務所又は事業所とすることとされているので留意すること。（<u>令 7 の 3 の 5 ③</u>）</p> <p>(2) ～ (4) 略</p> <p style="text-align: center;"><b>第 3 節 法人の道府県民税</b></p> <p>4 7 内国法人又は外国法人が外国において外国の法人税等_____を課された場合には、当該外国において課された外国の法人税等の額のうち、法人税法第 6 9 条第 1 項の控除限度額_____又は同法第 8 1 条の 1 5 第 1 項の連結控除限度個別帰属額及び法人税法施行令第 1 4 2 条の 3 の地方法人税の控除限度額又は同令第 1 5 5 条の 3 0 の地方法人税の控除限度個別帰属額の合計額を超える額があるときは、令第 9</p>

条の7第6項の規定により計算した道府県民税の控除限度額以内の額について法人税割額（外国法人にあっては、法人税法第141条第1号イに掲げる国内源泉所得に対する法人税額を課税標準として課するものに限る。）から税額控除が認められているものであるが、その運用に当たっては、次の諸点に留意すること。（法53④）

(1) 「外国の法人税等」とは、おおむね、外国の法令に基づき外国又はその地方公共団体により法人の所得を課税標準として課される税をいうものであるが、その範囲については法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第141条に規定するところによるものであり、控除の対象となる外国の法人税等の額は法人税法第69条第1項に規定する控除対象外国法人税の額若しくは同法第144条の2第1項に規定する控除対象外国法人税の額又は同法第81条の15第1項に規定する個別控除対象外国法人税の額の計算の例によるものであること。（令9の7①）

なお、内国法人が、租税特別措置法第66条の6第1項、第66条の9の2第1項、第68条の90第1項若しくは第68条の93の2第1項の規定により特定外国子会社等又は特定外国法人に係る課税対象金額を当該事業年度の所得又は当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上、益金の額に算入した場合に令第9条の7第3項の規定によって外国の法人税等とみなされる額も外国の法人税等の額に含まれるものであること。（令9の7③）

(2) 道府県民税の法人税割から控除することができる外国の法人税等の額は、当該外国の法人税等の額のうち、法人税法第69条第1項の控除限度額若しくは同法第144条の2第1項に規定する控除限度額又は同法第81条の15第1項の連結控除限度個別帰属額及び法人税法施行令第142条の3の地方法人税の控除限度額又は同令第155条の30の地方法人税の控除限度個別帰属額の合計額を超える額のうち道府県民税の控除限度額以内の額に限られるものであること。したがって、法人税において、当該外国の法人税等の額の税額控除が行われた結

条の7第6項の規定により計算した道府県民税の控除限度額以内の額について法人税割額 \_\_\_\_\_ から税額控除が認められているものであるが、その運用に当たっては、次の諸点に留意すること。（法53④）

(1) 「外国の法人税等」とは、おおむね、外国の法令に基づき外国又はその地方公共団体により法人の所得を課税標準として課される税をいうものであるが、その範囲については法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第141条に規定するところによるものであり、控除の対象となる外国の法人税等の額は法人税法第69条第1項に規定する控除対象外国法人税の額 \_\_\_\_\_ 又は同法第81条の15第1項に規定する個別控除対象外国法人税の額の計算の例によるものであること。（令9の7①）

なお、内国法人が、租税特別措置法第66条の6第1項、第66条の9の2第1項、第68条の90第1項若しくは第68条の93の2第1項の規定により特定外国子会社等又は特定外国法人に係る課税対象金額を当該事業年度の所得又は当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上、益金の額に算入した場合に令第9条の7第3項の規定によって外国の法人税等とみなされる額も外国の法人税等の額に含まれるものであること。（令9の7③）

(2) 道府県民税の法人税割から控除することができる外国の法人税等の額は、当該外国の法人税等の額のうち、法人税法第69条第1項の控除限度額 \_\_\_\_\_ 又は同法第81条の15第1項の連結控除限度個別帰属額及び法人税法施行令第142条の3の地方法人税の控除限度額又は同令第155条の30の地方法人税の控除限度個別帰属額の合計額を超える額のうち道府県民税の控除限度額以内の額に限られるものであること。したがって、法人税において、当該外国の法人税等の額の税額控除が行われた結

果全額法人税額及び地方法人税額から控除することができる場合には、道府県民税の法人税割額から控除すべき外国の法人税等の額はないものであるから留意すること。

なお、各事業年度又は各連結事業年度において道府県民税の控除余裕額を生じた場合は、当該事業年度若しくは連結事業年度の開始の日前3年以内に開始した各事業年度若しくは各連結事業年度（以下（2）において「前3年以内の各事業年度又は各連結事業年度」という。）における控除限度額を超える外国税額のうち令第9条の7第2項に規定する額を当該事業年度又は連結事業年度において課された外国の法人税等の額とみなし、当該事業年度又は連結事業年度へ繰り越して外国の法人税等の額を控除することとされているものであること。（令9の7②）

また、各事業年度又は各連結事業年度において課された外国の法人税等の額が当該事業年度又は連結事業年度の国税、道府県民税及び市町村民税の控除限度額の合計額を超える場合は、前3年以内の各事業年度又は各連結事業年度における道府県民税の控除余裕額のうち令第9条の7第7項に規定する額を当該事業年度分又は連結事業年度分の道府県民税の控除限度額に加算して外国の法人税等の額を控除することとされているものであること。（令9の7⑦）

なお、次に掲げる事業年度又は連結事業年度における控除限度額を超える外国税額及び道府県民税の控除余裕額は、前3年以内の各事業年度又は各連結事業年度における控除限度額を超える外国税額及び道府県民税の控除余裕額に含まれないものであること。

ア及びイ 略

(3) 内国法人又は外国法人が適格合併、適格分割又は適格現物出資（以下（3）及び（5）において「適格合併等」という。）により被合併法人、分割法人又は現物出資法人（（5）において「被合併法人等」という。）から事業の全部又は一部の移転を受けた場合には、当該内国法人又は外国法人の当該適格合併等の

果全額法人税額及び地方法人税額から控除することができる場合には、道府県民税の法人税割額から控除すべき外国の法人税等の額はないものであるから留意すること。

なお、各事業年度又は各連結事業年度において道府県民税の控除余裕額を生じた場合は、当該事業年度若しくは連結事業年度の開始の日前3年以内に開始した各事業年度若しくは各連結事業年度（以下（2）において「前3年以内の各事業年度又は各連結事業年度」という。）における控除限度額を超える外国税額のうち令第9条の7第2項に規定する額を当該事業年度又は連結事業年度において課された外国の法人税等の額とみなし、当該事業年度又は連結事業年度へ繰り越して外国の法人税等の額を控除することとされているものであること。（令9の7②）

また、各事業年度又は各連結事業年度において課された外国の法人税等の額が当該事業年度又は連結事業年度の国税、道府県民税及び市町村民税の控除限度額の合計額を超える場合は、前3年以内の各事業年度又は各連結事業年度における道府県民税の控除余裕額のうち令第9条の7第7項に規定する額を当該事業年度分又は連結事業年度分の道府県民税の控除限度額に加算して外国の法人税等の額を控除することとされているものであること。（令9の7⑦）

なお、次に掲げる事業年度又は連結事業年度における控除限度額を超える外国税額及び道府県民税の控除余裕額は、前3年以内の各事業年度又は各連結事業年度における控除限度額を超える外国税額及び道府県民税の控除余裕額に含まれないものであること。

ア及びイ 略

(3) 内国法人\_\_\_\_\_が適格合併、適格分割又は適格現物出資（以下（3）及び（5）において「適格合併等」という。）により被合併法人、分割法人又は現物出資法人（（5）において「被合併法人等」という。）から事業の全部又は一部の移転を受けた場合には、当該内国法人\_\_\_\_\_の当該適格合併等の

日の属する事業年度又は連結事業年度以後の各事業年度又は各連結事業年度においては、次に掲げる適格合併等の区分に応じ次に定める金額は、当該内国法人又は外国法人の当該事業年度又は連結事業年度開始の日前3年以内に開始した各事業年度又は各連結事業年度（（5）において「前3年内事業年度等」という。）の控除限度超過額及び道府県民税の控除余裕額とみなす。（令9の7⑧～⑰）

ア 略

イ 適格分割又は適格現物出資（以下イ及び（5）イにおいて「適格分割等」という。）当該適格分割等に係る分割法人又は現物出資法人（（5）イにおいて「分割法人等」という。）の当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度開始の日前3年以内に開始した各事業年度又は各連結事業年度の控除限度超過額及び道府県民税の控除余裕額のうち、当該適格分割等により当該内国法人又は外国法人が移転を受けた事業に係る部分の金額

（4） 外国の法人税等の額のうち、道府県民税の法人税割の額を超えるため控除することができなかった額（以下（4）及び（5）において「控除未済外国法人税等額」という。）があるときは、法人税と異なり、当該控除未済外国法人税等額はこれを還付することなく、その額を3年間に限って繰越控除するものであること。（令9の7⑱）

（5） 略

50 法人税割の課税標準である法人税額とは、内国法人にあつては次に掲げる事項の適用前の法人税額（法人税法第81条の19第1項（同法第81条の20第1項の規定が適用される場合を含む。）及び第81条の22第1項の規定による申告書に係る法人税額を除く。）を、外国法人にあつては恒久的施設帰属所得及び恒久的施設非帰属所得の区分ごとの次に掲げる事項の適用前の法人税額をいうものであり、したがって法人が現実に納付すべき法人税額と異なる場合のあることに留意すること。（法23①IV）

（1） 法人税額からの利子及び配当等に係る所得税額の控除（法人税法68・1

日の属する事業年度又は連結事業年度以後の各事業年度又は各連結事業年度においては、次に掲げる適格合併等の区分に応じ次に定める金額は、当該内国法人\_\_\_\_\_の当該事業年度又は連結事業年度開始の日前3年以内に開始した各事業年度又は各連結事業年度（（5）において「前3年内事業年度等」という。）の控除限度超過額及び道府県民税の控除余裕額とみなす。（令9の7⑧～⑰）

ア 略

イ 適格分割又は適格現物出資（以下イ及び（5）イにおいて「適格分割等」という。）当該適格分割等に係る分割法人又は現物出資法人（（5）イにおいて「分割法人等」という。）の当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度開始の日前3年以内に開始した各事業年度又は各連結事業年度の控除限度超過額及び道府県民税の控除余裕額のうち、当該適格分割等により当該内国法人\_\_\_\_\_が移転を受けた事業に係る部分の金額

（4） 外国の法人税等の額のうち、道府県民税の法人税割の額を超えるため控除することができなかった額（以下（4）及び（5）において「控除未済外国法人税等額」という。）があるときは、法人税と異なり、当該控除未済外国法人税等額はこれを還付することなく、その額を3年間に限って繰越控除するものであること。（令9の7⑳）

（5） 略

50 法人税割の課税標準である法人税額（法人税法第81条の19第1項（同法第81条の20第1項の規定が適用される場合を含む。）及び第81条の22第1項の規定による申告書に係る法人税額を除く。）とは、次に掲げる事項の適用前のもの\_\_\_\_\_をいうものであり

したがって法人が現実に納付すべき法人税額と異なる場合のあることに留意すること。（法23①IV）

（1） 法人税額からの利子及び配当等に係る所得税額の控除（法人税法68・1

44、措置法3の3⑤・6③・8の3⑤・9の2④\_\_\_\_\_・41の9④・41の12④・41の12の2⑦・42②)

(2)～(13) 略

### 53の3 法人が法人税法第80条又は第144条の13

\_\_\_\_\_の規定によって法人税額について欠損金の繰戻しによる還付を受けた場合又は同法第81条の31の規定により還付を受ける金額のうち当該法人に帰せられる金額がある場合においては、法人の道府県民税については、これらの制度をとらず、内国法人にあつては、内国法人の控除対象還付法人税額又は控除対象個別帰属還付税額を法人税割の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額から、外国法人にあつては、外国法人の恒久的施設帰属所得に係る控除対象還付法人税額を恒久的施設帰属所得に対する法人税額から、外国法人の恒久的施設非帰属所得に対する控除対象還付法人税額を恒久的施設非帰属所得に対する法人税額から、それぞれ9年間に限って控除することとしているのであるが、これは地方団体の財政規模が一般的に小さいために損失の生じた年度において税収入の減少に加えて多額の還付金を生ずることが、その地方団体の財政運営に支障をきたすものと考えられたことによるものであること。(法53⑫・⑮)

なお、この場合において次の諸点に留意すること。

(1) 適格合併等が行われた場合において、被合併法人等について内国法人の控除対象還付法人税額、外国法人の恒久的施設帰属所得に係る控除対象還付法人税額若しくは外国法人の恒久的施設非帰属所得に対する控除対象還付法人税額(当該適格合併等の日前9年以内に開始した事業年度に係る当該内国法人の控除対象還付法人税額、当該外国法人の恒久的施設帰属所得に係る控除対象還付法人税額又は当該外国法人の恒久的施設非帰属所得に対する控除対象還付法人税額のうち、被合併法人等において繰越控除された金額を控除した金額に限る。)又は控除対象個別帰属還付税額(当該適格合併等の日前9年以内に開始した連結事業年度に係る控除対象個別帰属還付税額のうち、被合併法人等において繰越控除された

44、措置法3の3⑤・6③・8の3⑤・9の2④・9の6⑥・41の9④・41の12④・41の12の2⑦・42②)

(2)～(13) 略

### 53の3 \_\_\_\_\_法人税法第80条(同法第145条において準用する場合を含む。)

\_\_\_\_\_の規定によって法人税額について欠損金の繰戻しによる還付を受けた場合又は同法第81条の31の規定により還付を受ける金額のうち当該法人に帰せられる金額がある場合においては、法人の道府県民税については、これらの制度をとらず、控除対象還付法人税額又は控除対象個別帰属還付税額を9年間に限って法人税割の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額から

\_\_\_\_\_控除することとしているのであるが、これは地方団体の財政規模が一般的に小さいために損失の生じた年度において税収入の減少に加えて多額の還付金を生ずることが、その地方団体の財政運営に支障をきたすものと考えられたことによるものであること。(法53⑫・⑮)

なお、この場合において次の諸点に留意すること。

(1) 適格合併等が行われた場合において、被合併法人等について控除対象還付法人税額 \_\_\_\_\_ (当該適格合併等の日前9年以内に開始した事業年度に係る当該控除対象還付法人税額 \_\_\_\_\_)のうち、被合併法人等において繰越控除された金額を控除した金額に限る。)又は控除対象個別帰属還付税額(当該適格合併等の日前9年以内に開始した連結事業年度に係る控除対象個別帰属還付税額のうち、被合併法人等において繰越控除された

金額を控除した金額に限る。)があるときは、当該内国法人の控除対象還付法人税額、当該外国法人の恒久的施設帰属所得に係る控除対象還付法人税額若しくは当該外国法人の恒久的施設非帰属所得に対する控除対象還付法人税額又は控除対象個別帰属還付税額は、合併法人等の道府県民税について、内国法人にあっては、内国法人の控除対象還付法人税額又は控除対象個別帰属還付税額を法人税割の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額から、外国法人にあっては、外国法人の恒久的施設帰属所得に係る控除対象還付法人税額を恒久的施設帰属所得に対する法人税額から、外国法人の恒久的施設非帰属所得に対する控除対象還付法人税額を恒久的施設非帰属所得に対する法人税額から、それぞれ繰越控除するものであること。(法53⑬・⑭)

(2) 内国法人の控除対象還付法人税額、外国法人の恒久的施設帰属所得に係る控除対象還付法人税額又は外国法人の恒久的施設非帰属所得に対する控除対象還付法人税額にあっては、当該内国法人の控除対象還付法人税額、当該外国法人の恒久的施設帰属所得に係る控除対象還付法人税額又は当該外国法人の恒久的施設非帰属所得に対する控除対象還付法人税額の計算の基礎となった欠損金額に係る事業年度以後において連続して法人の道府県民税の確定申告書を提出している場合に限り、控除対象個別帰属還付税額にあっては、当該控除対象個別帰属還付税額の計算の基礎となった連結欠損金額に係る連結事業年度以後において連続して法人の道府県民税の確定申告書を提出している場合に限り、内国法人にあっては、法人税割の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額から、外国法人にあっては、恒久的施設帰属所得に対する法人税額又は恒久的施設非帰属所得に対する法人税額から、それぞれ控除することができるものであること。(法53⑭・⑮)

(3) 仮決算に係る中間申告書に係る法人税割の課税標準となる法人税額から控除した内国法人の控除対象還付法人税額、外国法人の恒久的施設帰属所得に係る控除対象還付法人税額若しくは外国法人の恒久的施設非帰属所得に対する控除対

金額を控除した金額に限る。)があるときは、当該控除対象還付法人税額  
又は控除対象個別帰属還付税額は、合併法人等の道府県民税の法人税割の課税標準である法人税額又は個別帰属法人税額から  
繰越控除するものであること。(法53⑬・⑭)

(2) 控除対象還付法人税額  
にあっては、当該控除対象還付法人税額  
の計算の基礎となった欠損金額に係る事業年度以後において連続して法人の道府県民税の確定申告書を提出している場合に限り、控除対象個別帰属還付税額にあっては、当該控除対象個別帰属還付税額の計算の基礎となった連結欠損金額に係る連結事業年度以後において連続して法人の道府県民税の確定申告書を提出している場合に限り、法人税割の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額から  
控除することができるものであること。(法53⑭・⑮)

(3) 仮決算に係る中間申告書に係る法人税割の課税標準となる法人税額から控除した控除対象還付法人税額

象還付法人税額又は控除対象個別帰属還付税額は、確定申告に係る法人税割の課税標準である法人税額からも控除するものであることに留意すること。

5 4 5 3、5 3の2及び5 3の3の場合の控除限度額は、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額とすること。(法5 3⑤・⑨・⑫・⑮、法附則8②、令8の1 3・8の1 7・8の2 0・8の2 3、令附則5の2③)

(1) 連結申告法人以外の内国法人 法人税割の課税標準である法人税額について租税特別措置法第4 2の4第1 1項、第4 2条の5第5項、第4 2条の6第1 2項、第4 2条の9第4項、第4 2条の1 0第5項、第4 2条の1 1第5項、第4 2条の1 2の3第5項、第6 2条第1項、第6 2条の3第1項若しくは第8項又は第6 3条第1項の規定により加算された金額がある場合には、当該法人税額から当該加算された金額を控除した額

(2) 連結申告法人 個別帰属法人税額について個別帰属特別控除取戻税額等がある場合には、当該個別帰属法人税額から当該個別帰属特別控除取戻税額等を控除した額

(3) 恒久的施設帰属所得に対する法人税額の還付を受けた外国法人 法人税割の課税標準である法人税法第1 4 1条第1号イに掲げる国内源泉所得に対する法人税額について租税特別措置法第6 2条第1項、第6 2条の3第1項若しくは第8項又は第6 3条第1項の規定により加算された金額がある場合には、当該法人税額から当該加算された金額を控除した額

(4) 恒久的施設非帰属所得に対する法人税額の還付を受けた外国法人 法人税割の課税標準である法人税法第1 4 1条第1号ロに掲げる国内源泉所得に対する法人税額について租税特別措置法第6 2条第1項、第6 2条の3第1項若しくは第8項又は第6 3条第1項の規定により加算された金額がある場合には、当該法人税額から当該加算された金額を控除した額

5 4の2 控除対象個別帰属調整額、控除対象個別帰属税額、内国法人の控除対象還

又は控除対象個別帰属還付税額は、確定申告に係る法人税割の課税標準である法人税額からも控除するものであることに留意すること。

5 4 5 3、5 3の2及び5 3の3の場合の控除限度額は、当該法人税額について租税特別措置法第4 2の4第1 1項、第4 2条の5第5項、第4 2条の6第1 2項、第4 2条の9第4項、第4 2条の1 0第5項、第4 2条の1 1第5項、第4 2条の1 2の3第5項、第6 2条第1項、第6 2条の3第1項若しくは第8項又は第6 3条第1項の規定により加算された金額がある場合には、当該法人税額から当該加算された金額を控除した額とするものであり、当該個別帰属法人税額について個別帰属特別控除取戻税額等がある場合には、当該個別帰属法人税額から当該個別帰属特別控除取戻税額等を控除した額とするものであること。(法5 3⑤・⑨・⑫・⑮、法附則8②、令8の1 3・8の1 7・8の2 0・8の2 3、令附則5の2③)

5 4の2 控除対象個別帰属調整額、控除対象個別帰属税額、控除対象還付法人税額

付法人税額、外国法人の恒久的施設帰属所得に係る控除対象還付法人税額及び外国法人の恒久的施設非帰属所得に対する控除対象還付法人税額並びに控除対象個別帰属還付税額の控除の順序については、まず控除対象個別帰属調整額及び控除対象個別帰属税額を控除し、次に内国法人の控除対象還付法人税額、外国法人の恒久的施設帰属所得に係る控除対象還付法人税額及び外国法人の恒久的施設非帰属所得に対する控除対象還付法人税額並びに控除対象個別帰属還付税額を控除するものであること。(法53⑱)

55 法人税法第81条の24第1項の規定により連結親法人の申告期限が延長された場合には、当該連結親法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人の申告期限は連結親法人の申告期限と同じであるから(法53④)、連結子法人の申告期限も同様に延長されるものであること。また、次に掲げる場合には、連結子法人についても都道府県知事に届出が必要であることに留意すること。(法53㉔)

(1)～(4) 略

### 第3章 事業税

#### 第1節 通則

##### 第1 納税義務及び納税義務者

1の4 外国法人又は国内に主たる事務所若しくは事業所(以下本章において「事務所等」という。)を有しない個人の行う事業に対しては、当該法人又は個人が国内に恒久的施設(令第10条に規定する場所をいう。以下本章において同じ。)を有する場合に限り、事業税を課することができるものであること。(法72の2⑥)

#### 第2節 法人事業税

##### 第4 課税標準の算定

及び

控除対象個別帰属還付税額の控除の順序については、まず控除対象個別帰属調整額及び控除対象個別帰属税額を控除し、次に控除対象還付法人税額及び

控除対象個別帰属還付税額を控除するものであること。(法53⑱)

55 法人税法第81条の24第1項の規定により連結親法人の申告期限が延長された場合には、当該連結親法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人の申告期限は連結親法人の申告期限と同じであるから(法53④)、連結子法人の申告期限も同様に延長されるものであること。また、次に掲げる場合には、連結子法人についても都道府県知事に届出が必要であることに留意すること。(法53㉔)

(1)～(4) 略

### 第3章 事業税

#### 第1節 通則

##### 第1 納税義務及び納税義務者

1の4 外国法人又は国内に主たる事務所若しくは事業所(以下本章において「事務所等」という。)を有しない個人の行う事業に対しては、当該法人又は個人が国内に恒久的施設(令第7条の3の5に規定する場所をいう。以下本章において同じ。)を有する場合に限り、事業税を課することができるものであること。(法72の2⑤、令10の2)

#### 第2節 法人事業税

##### 第4 課税標準の算定



## 2 報酬給与額の算定

4の2の4 4の2の3本文にかかわらず、内国法人が外国において勤務する役員又は使用人に対して支払う給与は、当該役員又は使用人が所得税法に規定する非居住者であっても、報酬給与額となるものであること。この場合において、実費弁償の性格を有する手当等を支給しているときは、当該手当等の額は、報酬給与額に含めないものとする。

なお、当該役員又は使用人が外国で勤務する場所が恒久的施設に相当するものに該当する場合には、当該給与は、当該法人の外国の事業に帰属する報酬給与額となるものであること。

4の2の6 法人が役員又は使用人のために給付する金銭以外の物又は権利その他経済的利益の取扱いについては、次の諸点に留意すること。（法72の15①I）

(1) 略

(2) 法人が賃借している土地又は家屋を当該法人の役員又は使用人に社宅等として賃貸している場合の当該社宅等に係る賃借料については、4の4の9（1）において支払賃借料又は受取賃借料とされていることから、4の2の6（1）にかかわらず、所得税において給与所得又は退職所得として課税される場合であっても、報酬給与額には含めないものとする。

4の2の9 法人が役員又は使用人のために支出する掛金等のうち報酬給与額となるものは次に掲げるものであること。（法72の15①II、令20の2の4①）

(1)～(5) 略

(6) 厚生年金基金（公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（以下「平成25年厚生年金等改正法」という。）附則第3条第12号に規定する厚生年金基金をいう。）の事業主として負担する平成26年4月1日以前の期間に係る掛金等（いわゆる厚生年金代行部分を除く。以下（6）において同じ。）及び存続厚生年金基金（平成25年厚生年金等改正法附則第3条第11号に規定する存続厚生年金基金をいう。）の事業主として

## 2 報酬給与額の算定

4の2の4 4の2の3本文にかかわらず、内国法人が外国において勤務する役員又は使用人に対して支払う給与は、当該役員又は使用人が所得税法に規定する非居住者であっても、報酬給与額となるものであること。この場合において、実費弁償の性格を有する手当等を支給しているときは、当該手当等の額は、報酬給与額に含めないものとする。

なお、当該役員又は使用人が外国で勤務する場所が恒久的施設\_\_\_\_\_に該当する場合には、当該給与は、当該法人の外国の事業に帰属する報酬給与額となるものであること。

4の2の6 法人が役員又は使用人のために給付する金銭以外の物又は権利その他経済的利益の取扱いについては、次の諸点に留意すること。（法72の15①I）

(1) 略

(2) 法人が賃借している土地又は家屋を当該法人の役員又は使用人に社宅等として賃貸している場合の当該社宅等に係る賃借料については、4の4の8（1）において支払賃借料又は受取賃借料とされていることから、4の2の6（1）にかかわらず、所得税において給与所得又は退職所得として課税される場合であっても、報酬給与額には含めないものとする。

4の2の9 法人が役員又は使用人のために支出する掛金等のうち報酬給与額となるものは次に掲げるものであること。（法72の15①II、令20の2の4①）

(1)～(5) 略

(6) 厚生年金保険法の規定により厚生年金基金の事業主として負担する掛金等（いわゆる厚生年金代行部分を除く。）

## 負担する掛金等

**4の2の15** 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第26条第1項又は船員職業安定法（昭和23年法律第130号）第66条第1項に規定する労働者派遣契約又は船員派遣契約に基づき労働者派遣又は船員派遣を受けた法人は、派遣契約料の75%に相当する金額が報酬給与額となり、労働者派遣又は船員派遣をした法人は、派遣契約料の75%（派遣労働者又は派遣船員（以下4の2の15及び4の6の9において「派遣労働者等」という。）に支払う給与等の額を限度とする。）に相当する金額が報酬給与額に含まれないものであるが、その取扱いに当たっては、次の諸点に留意すること。（法72の15②）

(1)及び(2) 略

### 3 純支払利子の算定

**4の3の1** 法第72条の16第2項に規定する支払利子には、主として次に掲げるものが該当することに留意すること。（法72の16②、令20の2の7）

(1)～(12) 略

(13) 内部取引において、(1)～(12)に掲げるものに相当するもの

**4の3の2** 法第72条の16第3項に規定する受取利子には、主として次に掲げるものが該当することに留意すること。（法72の16③、令20の2の8）

(1)～(15) 略

(16) 内部取引において、(1)～(15)に掲げるものに相当するもの

### 4 純支払賃借料の算定

**4の4の3** 土地又は家屋の賃借権等（土地又は家屋の使用又は収益を目的とする権利をいう。4の4の3から4の4の9までにおいて同じ。）の対価の額は、当該土地又は家屋を使用又は収益できる期間が連続して1月以上であるものに限り、支払賃借料及び受取賃借料となるものであること。

**4の2の15** 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和60年法律第88号）第26条第1項又は船員職業安定法（昭和23年法律第130号）第66条第1項に規定する労働者派遣契約又は船員派遣契約に基づき労働者派遣又は船員派遣を受けた法人は、派遣契約料の75%に相当する金額が報酬給与額となり、労働者派遣又は船員派遣をした法人は、派遣契約料の75%（派遣労働者又は派遣船員（以下4の2の15及び4の6の9において「派遣労働者等」という。）に支払う給与等の額を限度とする。）に相当する金額が報酬給与額に含まれないものであるが、その取扱いに当たっては、次の諸点に留意すること。（法72の15②）

(1)及び(2) 略

### 3 純支払利子の算定

**4の3の1** 法第72条の16第2項に規定する支払利子には、主として次に掲げるものが該当することに留意すること。（法72の16②、令20の2の7）

(1)～(12) 略

**4の3の2** 法第72条の16第3項に規定する受取利子には、主として次に掲げるものが該当することに留意すること。（法72の16③、令20の2の8）

(1)～(15) 略

### 4 純支払賃借料の算定

**4の4の3** 土地又は家屋の賃借権等（土地又は家屋の使用又は収益を目的とする権利をいう。4の4の3から4の4の8までにおいて同じ。）の対価の額は、当該土地又は家屋を使用又は収益できる期間が連続して1月以上であるものに限り、支払賃借料及び受取賃借料となるものであること。

なお、使用又は収益できる期間の判定は、契約等において定められた期間によるものとするが、当該期間が連続して1月に満たない場合であっても、実質的に当該使用又は収益することのできる期間が連続して1月以上となっていると認められる場合には、支払賃借料又は受取賃借料となるものであること。（法72の17②・③）

4の4の8 内部取引において賃借権等の対価として支払う金額に該当することとなる額及び賃借権等の対価として支払を受ける金額に該当することとなる額については、それぞれ支払賃借料及び受取賃借料に該当するものであることに留意すること。（令20の2の11、20の2の12）

4の4の9 支払賃借料及び受取賃借料の取扱いに当たっては、4の4の1から4の4の8までに掲げるもののほか、次の諸点に留意すること。（法72の17②・③）

(1)～(8) 略

#### 5 単年度損益の算定

4の5の1 各事業年度の単年度損益の算定については、法令に特別の定めがある場合を除くほか、次に掲げる法人の区分に応じ、次に掲げる方法によるものとする。

(1) 連結申告法人以外の内国法人 法人税の課税標準である所得の計算の例による。

(2) 連結申告法人 法人税の課税標準である連結所得に係る個別所得金額の計算の例による。

(3) 外国法人 法人税の課税標準である恒久的施設帰属所得に係る所得の計算の例により算定した当該恒久的施設帰属所得に係る所得の金額又は損金の額及び法人税の課税標準である恒久的施設非帰属所得に係る所得の計算の例により算定した当該恒久的施設非帰属所得に係る所得の金額又は損金の額の合算額とする。

4の5の2 単年度損益の算定に当たっては、所得割の課税標準の算定と異なり、法

なお、使用又は収益できる期間の判定は、契約等において定められた期間によるものとするが、当該期間が連続して1月に満たない場合であっても、実質的に当該使用又は収益することのできる期間が連続して1月以上となっていると認められる場合には、支払賃借料又は受取賃借料となるものであること。（法72の17②・③）

4の4の8 支払賃借料及び受取賃借料の取扱いに当たっては、4の4の1から4の4の7までに掲げるもののほか、次の諸点に留意すること。（法72の17②・③）

(1)～(8) 略

#### 5 単年度損益の算定

4の5の1 各事業年度の単年度損益の算定については、法令に特別の定めがある場合を除くほか、法人税の課税標準である所得の計算の例又は法人税の課税標準である連結所得に係る個別所得金額の計算の例によること。

なお、単年度損益の算定に当たっては、所得割の課税標準の算定と異なり、法人税法第57条、第57条の2、第58条、第81条の9及び第81条の10並びに租税特別措置法第55条（同条第1項及び第9項に規定する特定株式等で法人税法施行令に定めるものに係る部分を除く。）、第59条の2、第66条の5の3（第2項に係る部分を除く。）、第68条の43（同条第1項及び第8項に規定する特定株式等で法人税法施行令に定めるものに係る部分を除く。）、第68条の62の2及び第68条の89の3（第2項に係る部分を除く。）の規定の例によらないことに留意すること。（法72の18）

人税法第57条、第57条の2、第58条、第81条の9及び第81条の10並びに租税特別措置法第55条（同条第1項及び第9項に規定する特定株式等で法人税法施行令に定めるものに係る部分を除く。）、第59条の2、第66条の5の3（第2項に係る部分を除く。）、第68条の43（同条第1項及び第8項に規定する特定株式等で法人税法施行令に定めるものに係る部分を除く。）、第68条の62の2及び第68条の89の3（第2項に係る部分を除く。）の規定の例によらないことに留意すること。（法72の18）

**4の5の3** 令第20条の2の13の規定により読み替えて適用される法人税法第59条の規定による会社更生等による債務免除等があった場合の欠損金の損金算入については、次の諸点に留意すること。（法72の18、令第20の2の13）

(1)～(3) 略

**4の5の4** 略

#### 6 資本金等の額の算定

**4の6の1** 法第72条の12第1号ロの各事業年度の資本金等の額とは、各事業年度終了の日における法人税法第2条第16号に規定する資本金等の額又は同条第17号の2に規定する連結個別資本金等の額によるものであり、これらの具体的な算定については、法人税の例によるものであるが、会社法に規定する剰余金を同法の規定により資本金とした場合又は同法に規定する資本金を同法の規定により損失のてん補に充てた場合などについてはこの限りではないこと。また、外国法人の各事業年度の資本金等の額については、法人税法第142条の4第1項に規定する外国法人の各事業年度の恒久的施設に係る自己資本の額とは異なることに留意すること。なお、外国法人の各事業年度の資本金等の額については、当該事業年度終了の日の電信売買相場の仲値により換算した円換算額によるものであり、電信売買相場の仲値は、原則として、その法人の主たる取引金融機関のものによることとするが、その法人が、同一の方法により入手等をした合理的なものを継続して使

**4の5の2** 令第20条の2の11の規定により読み替えて適用される法人税法第59条の規定による会社更生等による債務免除等があった場合の欠損金の損金算入については、次の諸点に留意すること。（法72の18、令第20の2の11）

(1)～(3) 略

**4の5の3** 略

#### 6 資本金等の額の算定

**4の6の1** 法第72条の12第1号ロの各事業年度の資本金等の額とは、各事業年度終了の日における法人税法第2条第16号に規定する資本金等の額又は同条第17号の2に規定する連結個別資本金等の額によるものであり、これらの具体的な算定については、法人税の例によるものであるが、会社法に規定する剰余金を同法の規定により資本金とした場合又は同法に規定する資本金を同法の規定により損失のてん補に充てた場合などについてはこの限りではないこと。\_\_\_\_\_

また、外国法人の各事業年度の資本金等の額については、当該事業年度終了の日の電信売買相場の仲値により換算した円換算額によるものであること。なお、電信売買相場の仲値は、原則として、その法人の主たる取引金融機関のものによることとするが、その法人が、同一の方法により入手等をした合理的なものを継続して使

用している場合には、これによることを認めるものであること。(法72の21①)

4の6の3 内国法人の資本金等の額の算定については、次に掲げる順序により行うこと。

- (1) 収入金額課税事業以外の事業に係る資本金等の額の算定(令20の2の25①)
- (2) 一定の要件を満たす持株会社の資本金等の額の算定(法72の21⑤、令20の2の21・20の2の22)
- (3) 外国の事業以外の事業に係る資本金等の額の算定(法72の22①、令20の2の23)
- (4) 非課税事業以外の事業に係る資本金等の額の算定(令20の2の25②)
- (5) 略

4の6の4 外国法人の資本金等の額の算定については、次に掲げる順序により行うこと。

- (1) 外国の事業以外の事業に係る資本金等の額の算定(法72の22②、令20の2の24)
- (2) 収入金額課税事業又は非課税事業以外の事業に係る資本金等の額の算定(令20の2の25③)
- (3) 略

4の6の9 内国法人について、当該内国法人の特定子会社に対する貸付金がある場合又は当該特定子会社の発行する社債を保有している場合には、当該内国法人が当該特定子会社の株式等を直接保有しているか否かにかかわらず、当該貸付金等は当該内国法人の総資産の帳簿価額には含まれないものであること。(令20の2の21V)

なお、内国法人が特定子会社に対し、外国政府等を通じて間接に金銭の貸付けを行っている場合において、当該外国政府等が当該内国法人から貸し付けられた金銭

用している場合には、これによることを認めるものであること。(法72の21①)

4の6の3 内国法人の資本金等の額の算定については、次に掲げる順序により行うこと。

- (1) 収入金額課税事業以外の事業に係る資本金等の額の算定(令20の2の23①)
- (2) 一定の要件を満たす持株会社の資本金等の額の算定(法72の21⑤、令20の2の19・20の2の20)
- (3) 外国の事業以外の事業に係る資本金等の額の算定(法72の22①、令20の2の21)
- (4) 非課税事業以外の事業に係る資本金等の額の算定(令20の2の23②)
- (5) 略

4の6の4 外国法人の資本金等の額の算定については、次に掲げる順序により行うこと。

- (1) 外国の事業以外の事業に係る資本金等の額の算定(法72の22②、令20の2の22)
- (2) 収入金額課税事業又は非課税事業以外の事業に係る資本金等の額の算定(令20の2の23③)
- (3) 略

4の6の9 内国法人について、当該内国法人の特定子会社に対する貸付金がある場合又は当該特定子会社の発行する社債を保有している場合には、当該内国法人が当該特定子会社の株式等を直接保有しているか否かにかかわらず、当該貸付金等は当該内国法人の総資産の帳簿価額には含まれないものであること。(令20の2の19V)

なお、内国法人が特定子会社に対し、外国政府等を通じて間接に金銭の貸付けを行っている場合において、当該外国政府等が当該内国法人から貸し付けられた金銭

の額と同額の貸付けを当該特定子会社に対して行うことが契約等において明示されている場合には、当該貸付金は当該内国法人の総資産の帳簿価額には含めないものとする。

**4の6の10** 非課税事業又は収入金額課税事業とこれらの事業以外の事業（法第72条の2第1項第1号に掲げる事業に限る。以下この章において「所得等課税事業」という。）とを併せて行う法人の資本金等の額のおん分の基準となる従業者数については、以下の取扱いによるものであること。（令20の2の25）

(1)～(5) 略

#### 7 所得の算定

**4の7の2** 各事業年度の所得の算定については、法令に特別の定めがある場合を除くほか、次に掲げる法人の区分に応じ、次に掲げる方法によるものとする。

(1) 連結申告法人以外の内国法人 法人税の課税標準である所得の計算の例による。

(2) 連結申告法人 法人税の課税標準である連結所得に係る個別所得金額の計算の例による。

(3) 外国法人 法人税の課税標準である恒久的施設帰属所得に係る所得の計算の例により算定した当該恒久的施設帰属所得に係る所得の金額及び法人税の課税標準である恒久的施設非帰属所得に係る所得の計算の例により算定した当該恒久的施設非帰属所得に係る所得の金額の合算額とする。

**4の7の3** 法人税法の規定による青色申告書を提出する法人の所得の算定も法人税の所得の計算の例によるものであるから青色申告書の提出が取り消された場合において、これに基づいて国の税務官署の更正又は決定が行われるときは、これを基準としてその所得を更正又は決定するものであること。

また、法第72条の41の規定によって道府県知事が自主決定をする法人の所得の具体的算定についても、おおむね、国の税務官署の取扱いに準ずるものであること。（法72の23①）

の額と同額の貸付けを当該特定子会社に対して行うことが契約等において明示されている場合には、当該貸付金は当該内国法人の総資産の帳簿価額には含めないものとする。

**4の6の10** 非課税事業又は収入金額課税事業とこれらの事業以外の事業（法第72条の2第1項第1号に掲げる事業に限る。以下この章において「所得等課税事業」という。）とを併せて行う法人の資本金等の額のおん分の基準となる従業者数については、以下の取扱いによるものであること。（令20の2の23）

(1)～(5) 略

#### 7 所得の算定

**4の7の2** 各事業年度の所得の算定については、法令に特別の定めがある場合を除くほか、法人税の課税標準である所得の計算の例又は法人税の課税標準である連結

所得に係る個別所得金額の計算の例によること。なお、法人税法の規定による青色申告書を提出する法人の所得の算定も法人税の所得の計算の例によるものであるから青色申告書の提出が取り消された場合において、これに基づいて国の税務官署の更正又は決定が行われるときは、これを基準としてその所得を更正又は決定するものであること。（法72の23①）

**4の7の3** 法第72条の41の規定によって道府県知事が自主決定をする法人の所得の具体的算定についても、おおむね、国の税務官署の取扱いに準ずるものであること。（法72の23①）

4の7の4 法人の前9年以内に生じた繰越欠損金額又は繰越個別欠損金額及び法人の前9年以内に生じた法人税法第58条に規定する災害による棚卸資産又は固定資産の損失の金額に係る繰越欠損金額の取扱いについては、国の税務官署の取扱いに準ずるものであるが、次の諸点に留意すること。（法72の23①・④、令20の3・21）

(1)～(3) 略

(4) ア又はイに掲げる企業組織再編成が行われた場合における繰越欠損金額又は繰越個別欠損金額の取扱いについても、4の7の4(2)及び(3)に留意するものであること。（法72の23①・④、令20の3・21②）

ア及びイ 略

4の7の5 法第72条の23第2項及び第3項 \_\_\_\_\_の規定による医療法人又は医療施設に係る事業を行う農業協同組合連合会（特定農業協同組合連合会を除く。）の所得の算定については、次の諸点に留意すること。（法72の23②・③）

(1)～(16) 略

#### 10 外国において事業を行う内国法人の課税標準の算定

4の10 内国法人が外国に恒久的施設に相当するものを有する場合には、当該内国法人の事業の付加価値額、資本金等の額、所得又は収入金額の総額から外国の事業に帰属する付加価値額、資本金等の額、所得又は収入金額を控除して得た額が当該内国法人の付加価値割、資本割、所得割又は収入割の課税標準となるものであるが、その取扱いの細部については別途「事業税における国外所得等の取扱いについて」（平成16年4月1日総税都第16号）により通知するところによるものであること。（法72の19・72の22・72の24・72の24の3）

なお、従業者数あん分により控除すべき外国の事業に帰属する付加価値額、資本金等の額、所得又は収入金額を算定する場合のあん分の基準となる従業者数については、4の6の10の取扱いに準じるものであること。（令20の2の19・20の2の23・20の2の24・21の7・23）

4の7の4 法人の前9年以内に生じた繰越欠損金額又は繰越個別欠損金額及び法人の前9年以内に生じた法人税法第58条に規定する災害による棚卸資産又は固定資産の損失の金額に係る繰越欠損金額の取扱いについては、国の税務官署の取扱いに準ずるものであるが、次の諸点に留意すること。（法72の23①・③、令20の3・21）

(1)～(3) 略

(4) ア又はイに掲げる企業組織再編成が行われた場合における繰越欠損金額又は繰越個別欠損金額の取扱いについても、4の7の4(2)及び(3)に留意するものであること。（法72の23①・③、令20の3・21②）

ア及びイ 略

4の7の5 法第72条の23第1項ただし書及び第2項の規定による医療法人又は医療施設に係る事業を行う農業協同組合連合会（特定農業協同組合連合会を除く。）の所得の算定については、次の諸点に留意すること。（法72の23①・②）

(1)～(16) 略

#### 10 外国において事業を行う内国法人の課税標準の算定

4の10 内国法人が外国に恒久的施設 \_\_\_\_\_を有する場合には、当該内国法人の事業の付加価値額、資本金等の額、所得又は収入金額の総額から外国の事業に帰属する付加価値額、資本金等の額、所得又は収入金額を控除して得た額が当該内国法人の付加価値割、資本割、所得割又は収入割の課税標準となるものであるが、その取扱いの細部については別途「事業税における国外所得等の取扱いについて」（平成16年4月1日総税都第16号）により通知するところによるものであること。（法72の19・72の22・72の24・72の24の3）

なお、従業者数あん分により控除すべき外国の事業に帰属する付加価値額、資本金等の額、所得又は収入金額を算定する場合のあん分の基準となる従業者数については、4の6の10の取扱いに準じるものであること。（令20の2の17・20の2の21・20の2の22・21の7・23）

## 第6 申告納付並びに更正及び決定

6の9 法人税法第71条第1項ただし書若しくは第144条の3第1項ただし書の規定により法人税の中間申告書の提出を要しない法人は、外形対象法人及び収入割を申告納付すべき法人（以下この章において「収入金額課税法人」という。）を除き、事業税においても中間申告書の提出を要しないものであること。この結果、当該法人税の中間申告書の提出を要しない法人は、外形対象法人及び収入金額課税法人を除き、住民税及び事業税のいずれについても中間申告書の提出を要しないこととなるものであること。（法72の26⑦・⑧）

### 第3節 個人の事業税

#### 第10 課税標準の算定

10の10 国内に主たる事務所等を有する個人が外国に恒久的施設に相当するものを有する場合には、当該個人の事業の所得の総額から外国の事業に帰属する所得を控除して得た額が当該個人の事業税の課税標準となるものであるが、その取扱いの細部については別途「事業税における国外所得等の取扱いについて」（平成16年4月1日総税都第16号）により通知するところによるものであること。（法72の49の13、令35の3の9）

## 第6 申告納付並びに更正及び決定

6の9 法人税法第71条第1項ただし書\_\_\_\_\_の規定により法人税の中間申告書の提出を要しない法人は、外形対象法人及び収入割を申告納付すべき法人（以下この章において「収入金額課税法人」という。）を除き、事業税においても中間申告書の提出を要しないものであること。この結果、当該法人税の中間申告書の提出を要しない法人は、外形対象法人及び収入金額課税法人を除き、住民税及び事業税のいずれについても中間申告書の提出を要しないこととなるものであること。（法72の26⑦・⑧）

### 第3節 個人の事業税

#### 第10 課税標準の算定

10の10 国内に主たる事務所等を有する個人が外国に恒久的施設\_\_\_\_\_を有する場合には、当該個人の事業の所得の総額から外国の事業に帰属する所得を控除して得た額が当該個人の事業税の課税標準となるものであるが、その取扱いの細部については別途「事業税における国外所得等の取扱いについて」（平成16年4月1日総税都第16号）により通知するところによるものであること。（法72の49の13、令35の3の9）